

たけのこの水煮の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、鹿児島県内で製造された「たけのこの水煮」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
たけのこの水煮	たけのこを水で煮たもの

第3 品質及び品質表示基準

品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	原 材 料	た け の こ 鹿児島県内で生産されたものであること。
	食 品 添 加 物	PH調整剤以外の食品添加物は使用しないこと。
	性 状	1 香味が良好で、異味異臭がないこと。 2 固有の色沢が良好であること。 3 浸漬液が混濁していないこと。 4 浮遊物及び沈でん物がほとんどないこと。
	異 物	混入していないこと。
	内 容 量	表示重量に適合していること。
表 示	表 示 事 項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従って表示すること。原材料名欄には「鹿児島県産たけのこ」と明記すること。
	特別表示事項及びその表示の方法	1 鹿児島県産のたけのこを使用していることが分かる表示をすること。 2 特別表示事項は、一括表示とは別に表示すること。 ※ 一括表示中の原料原産地表示において、鹿児島県産たけのこを使用していることが明記されている場合は、この限りではない。

第4 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。